

「厚生労働省における政策評価の基本計画」の概要

1. 基本的な考え方等

- ・ 厚生労働省における政策評価の目的、政策評価の観点、効果の把握に関する基本的事項について記載。
- ・ 計画期間（3～5年で設定）については、中長期的な計画（能力開発基本計画、ゴールドプラン等）を有する厚生労働行政の特性等を踏まえ、5年とする。

2. 事前評価に関する事項

- ・ 法律及び政令で事前評価が義務付けられる研究開発、公共事業、政府開発援助のほか、省独自に、予算要求、財政投融資及び規制の新設に関して事前評価を実施。
- ・ 予算要求及び財政投融資に関しては、新規の政策のうち重点的な施策又は10億円以上の事業について重点的に実施。

（注1） 「10億円以上」については、研究開発等の評価に関し政令で定められた要件

3. 事後評価に関する事項

- ・ 厚生労働行政の企画立案のマネジメントサイクルを構築するため、①厚生労働行政全般にわたる施策体系・評価スケジュールを設定し、②原則として全ての施策目標について計画期間中の全年度を対象として、③各年度又は政策の特性に応じたタイミングで、事後評価（実績評価又は総合評価）を実施し、法令・事業の改廃を含めた政策の見直し・改善等に活用。

（注1） 平成13年度の実績の評価は、評価の基礎を構築する観点等から、原則として全施策について実施

- （注2） これらのほか、各年度において全施策目標の評価指標について、モニタリング（測定）を実施
→ これらにより、施策体系に記載している全ての厚生労働行政分野について5年以内に評価（見直し）が行われることとなる。

4. その他

- ・ 有識者の知見の活用、評価結果の反映、情報の公表、実施体制

(基本目標)

- 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- 3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- 5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること
- 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- 8 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- 11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- 12 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本計画に定める政策体系及び評価予定表について

施策目標について、実績目標の達成状況の測定を中心とした実績評価、又は制度等の見直し(実績目標の達成状況を含む。)を行う総合評価を実施

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

- 5-I 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること
 <実績目標>
- ・都市部におけるDOTS対策の実施を図ること
 【評価指標：結核の患者・感染症者数、塗抹陽性患者数、小児（14歳以下の結核新規発生患者数）】
 - ・若年層の性感染症対策を図ること
 【評価指標：感染症発生動向調査における性器クラミジア、淋病の発生数】
 - ・法に基づく予防接種の実施を推進すること
 【評価指標：法に基づく予防接種の対象疾患の患者数、死亡者数】

評価予定					備考
H14	H15	H16	H17	H18	
実績	モニ	総合	実績	総合	・H16の総合評価は、DOTS対策関連を中心に実施 ・H17の実績評価は、性感染症対策を中心に実施 ・H18の総合評価は、予防接種の実施の推進を中心に実施
13	14	-15	17	18	
当該政策の見直しに関する法令条項、計画					
・感染症予防法（平成10年法律第114号）附則第2条の規定（H16目処見直し） ・性感染症に関する特定感染症予防指針（少なくとも5年ごとに見直し） ・予防接種法の一部を改正する法律（平成13年法律第116号）附則第2条の規定（H18目処見直し）					

平成15年度は、平成14年度の評価指標の数値についてモニタリングを実施

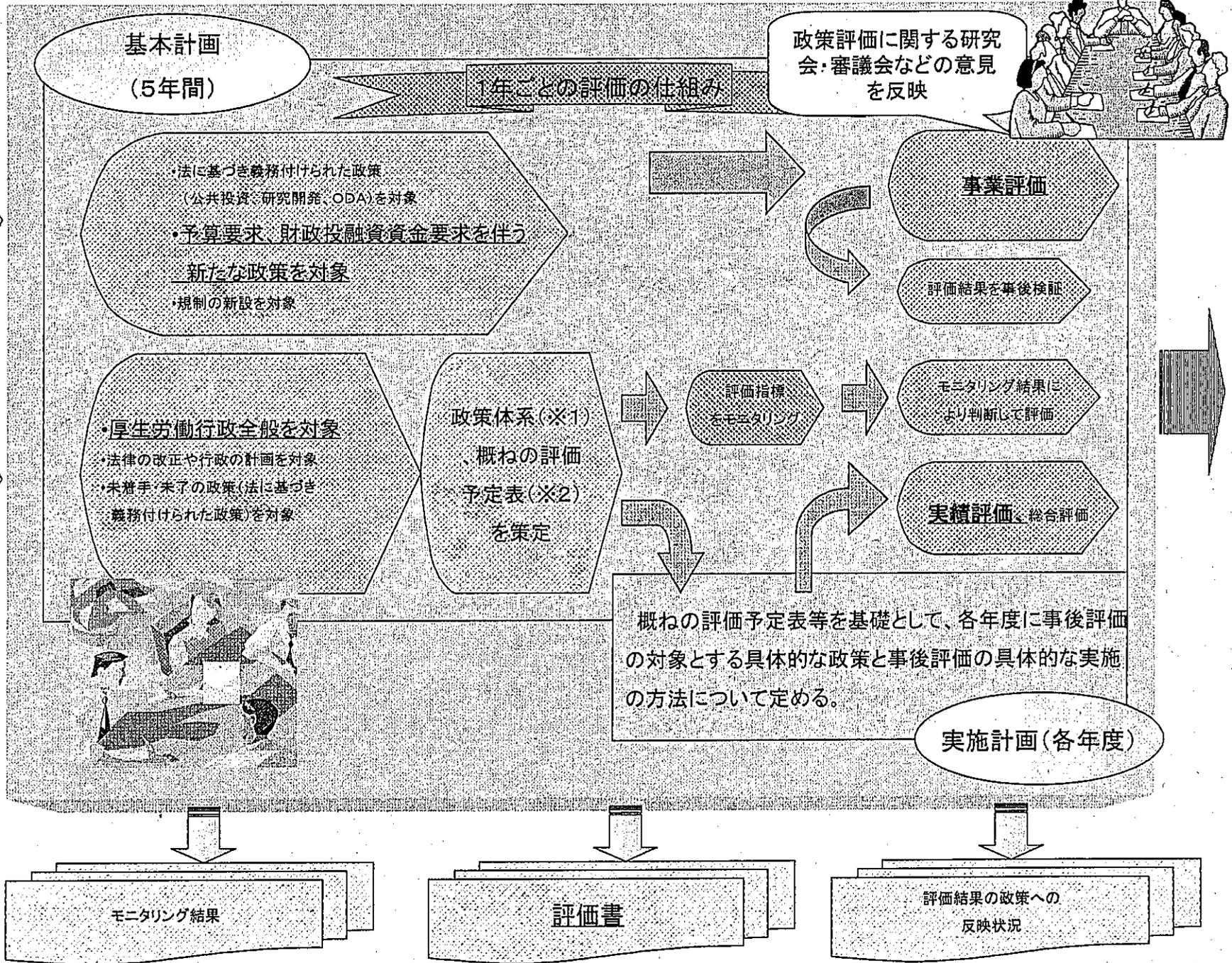
平成17年度は、平成17年度までの実績について性感染症対策を中心に実績評価を実施

平成18年度は、予防接種法の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づく見直しの際に総合評価を実施

厚生労働省における政策評価

新しい政策を立案する際にその効果について事前にチェック

既存の政策について見直し



効果的で効率的な行政の実現
国民に対する説明責任の全う

※1 厚生労働行政の基本目標、政策目標とその評価指標を体系化したもの
※2 各政策目標ごとに評価を実施する概ねの時期を示したもの